

9. 引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引き上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）に充てることとされた「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が制定されました。引き上げ後の消費税率8%のうち、地方消費税率は1.7%となっており、このうち1/2が市町村に交付されることとなります。平成27年度予算における、地方消費税交付金の歳入額、うち引き上げ分相当額、及び社会保障4経費への充当額については以下のとおりです。

【歳入】 平成27年度地方消費税交付金（予算措置額） 833,000 千円
うち社会保障財源化分（H27地方消費税収の7/17） 343,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（E+F） 2,586,117 千円

【**社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**】

（単位：千円）

区分（事業名）		事業費 H27 予算措置額 A	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国県支出金 B	市債 C	その他 D	引き上げ分の 地方消費税 （社会保障財 源化分の地方 消費税交付 金） E	その他 F	
社会福祉	障害者福祉費	障害者（児）事業 （障害者自立支援給付費など）	880,196	593,917			38,000	248,279
	福祉医療費	老人医療費助成事業	20,346	10,091			1,400	8,855
		重度障害者医療費助成事業	72,473	36,218			4,800	31,455
		乳幼児医療費助成事業	117,685	32,160			11,300	74,225
		母子家庭等医療費給付事業	9,327	4,368			700	4,259
		高齢重度障害者医療費助成事業	56,457	23,197		10,800	3,000	19,460
		こども医療費助成事業	41,635	7,758			4,500	29,377
		養育医療費助成事業	2,702	1,720			100	882
	保育所費	保育所一般事業	561,639	102,148		149,961	41,000	268,530
		各保育所事業（公立13園）	110,684			11,269	13,200	86,215
	生活保護・扶助費	扶助費事業	515,960	395,927		1	15,900	104,132
小計		2,389,104	1,207,504	0	172,031	133,900	875,669	
社会保険	国民健康保険事業費	国民健康保険事業 （事務費繰出を除く）	313,645	200,854			15,000	97,791
	福祉医療費	後期高齢者医療事業 （事務費繰出を除く）	828,727	127,954			92,900	607,873
	介護保険運営費	介護保険運営事業 （事務費繰出を除く）	596,065	450			79,000	516,615
	小計		1,738,437	329,258	0	0	186,900	1,222,279
保健衛生	予防費	予防接種事業	114,930				15,200	99,730
	健康づくり推進事業費	健康増進事業（町ぐるみ健診など）	70,486	1,967		20,533	6,400	41,586
		がん検診推進事業 （大腸がん、乳がん、子宮がん検診）	5,629	1,176			600	3,853
	小計		191,045	3,143	0	20,533	22,200	145,169
合計		4,318,586	1,539,905	0	192,564	343,000	2,243,117	